破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１１３号
仙台市泉区南光台１丁目４番20号　シャンブル21―201
債務者　千葉　靖浩
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１３４号
仙台市泉区北中山４丁目18番地の13
債務者　小島　美幸
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２９号
茨城県北茨城市磯原町豊田1158番地41
債務者　小野　浩道
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第３２号
茨城県北茨城市中郷町上桜井945番地１　市営中郷復興住宅405号
債務者　石田　文江
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第３６号
茨城県高萩市肥前町１丁目112番地の７　インステート肥前Ｌ―２号
債務者　佐藤美千代
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第３８号
茨城県北茨城市中郷町石岡903番地の１
債務者　亀岡　明寛
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第６２号
茨城県筑西市小川1391番地358　フジヨシ寮
債務者　菊池　　徹
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第３０号
長野市篠ノ井会397番地１　エステート石塔W105
債務者　酒井　一吉
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２９号
三重県伊賀市緑ケ丘西町2437番地の９　頭鬼アパート２階
債務者　ビジャビセンシオ　セルヒオこと　ビジャビセンシオ　ベジド　セルヒオ　アントニオ
1　決定年月日時　平成29年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第１８８号
広島市安佐北区安佐町大字くすの木台５番地24
債務者　中島まり子
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２４号
広島市中区東平塚町８番７―505号
債務者　秋永　達史
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２６８号
広島市西区南観音町11番９―703号
債務者　今井　康雄
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７３号
長崎県長崎市大手１丁目20番33号　グリーンコーポ大手町103号室
債務者　山名　晶子
1　決定年月日時　平成29年５月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９０号
沖縄県糸満市西崎１丁目27番２―302号　マンション新垣
債務者　松永　幸子
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１１５号
沖縄県那覇市若狭２丁目15番19号
債務者　新里　義浩
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２３号
福島市丸子字御山越50番地の１ホーユウパレス福島松川205号
債務者　佐藤　宏光
1　決定年月日時　平成29年５月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第７号
福島県白河市昭和町199番地
債務者　道又　一生
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
福島地方裁判所白河支部破産係